

# 法学セミナー

2000年9月1日発行 毎月同日発行 通巻549号 1956創刊31年4月12日 第3種郵便物認定 Vol.45.9

日本評論社 ISSN 0439-3295

9  
2000



「ロー・ジャーナル」

南北朝鮮首脳会談をどうみるか●吉田康彦  
ペルー大統領選挙をどうみるか●川畠博昭  
「環境破壊」とODA●鶴見一夫  
エホバの証人輸血拒否最高裁判決●野口勇  
土地収用法の改正●政野淳子

特集

## 活用しよう、消費者契約法

消費者契約法と規制緩和、民法理論 松本恒雄●潮見佳男

ケーススタディ 齋藤雅弘●池本誠司●石戸谷豊●村千鶴子●野々山宏●谷本圭子●中田邦博

消費者契約法と今後の展望 横尾賢一郎●加賀山茂

## 司法改革を追う

### 陪審裁判を考える

【第8回】

以下の文章は司法制度改革「審議会」に提出した意見書です。現在、審議会では司法への市民参加の形態が議論されています（昨年一二月の「論点整理」でも陪審制は項目に掲げられていました）。

カリフォルニア大学サンタクルーズ社会学准教授（Associate Professor of Sociology） 稲米 寛

報道と陪審（上）

ついて考えてみたい。まず最初に現在のアメリカではどのような措置がなされているのかを紹介・検証し、日本での適応性と報道と陪審の関係について考えてみる。

さらばこのレポートでは陪審裁判の公正なる運営と存在について考えてみたい。そしてこのレポートに記したアメリカの現状と実態をみれば、報道によって陪審員が評決するという可能性は極めて少ないことが理解できるだろう。アメリカ法曹協会（American Bar Association）によく耳にする言葉は、「一般市民が陪審をやる」としたら報道が心配である、「情報氾濫社会では、陪審員はマスコミ報道に影響されて情緒的な判断をする」がある。

陪審員の多くは新聞やテレビの報道に左右されやすく公正な判断ができないといふ見方である。実際に陪審員はマスコミの報道に基づいて有罪・無罪を決定するのだろうか。そして、事件報道は公正な陪審裁判を妨げるのだろうか。

ついて考えてみたい。まず最初に現在のアメリカではどのような措置がなされているのかを紹介・検証し、日本での適応性と報道と陪審の関係について考えてみる。

さるばこのレポートでは陪審裁判の公正なる運営と存在について考えてみたい。

そしてこのレポートに記したアメリカの現状と実態をみれば、報道によって陪審員が評決するという可能性は極めて少ないことが理解できるだろう。アメリカ法

曹協会（American Bar Association）は

一九七八年に修正した刑事訴訟法の規律

の中で、報道の自由と公開裁判の共存に賛同する見解を出している。つまり、報

道は規制せざる陪審は導入できるのである。また陪審裁判を制度化すれば、法

廷で示される十分な情報や証拠・証言に

基づく報道は必然的となり、検察・警察

寄りの偏った情報が流れれる可能性も少な

くなる。報道機関によって多少の違いは

あるだろうが、少なくとも陪審裁判の導

入で、弁護人側からの証拠・証言も一緒に

に法廷で提示されることになり、今まで

よりはバランスのとれた透明度の高い報

道が可能となる。よって公正・公平な報

道を行う為には陪審制度の確立は大きな

意味をもつこととなり、陪審制度の導入

と確立は報道機関を好ましい方向へ適正

化される可能性も持つのである。

#### アメリカでの報道と陪審の関係

入りで、弁護人側からの証拠・証言も一緒に

に法廷で提示されることになり、今まで

よりはバランスのとれた透明度の高い報

道が可能となる。よって公正・公平な報

道を行う為には陪審制度の確立は大きな

意味をもつこととなり、陪審制度の導入

と確立は報道機関を好ましい方向へ適正

化される可能性も持つのである。

入りで、弁護人側からの証拠・証言も一緒に

報道制限命令 (restrictive order) での主だった最高裁判例はネブラスカ報道団体 (Nebraska Press Association) のケースがある。ネブラスカで起きた殺人事件が大きく報道され、裁判官が陪審員選択終了まで報道禁止を命じ、報道団体が訴訟を起したものである。しかし最高裁判は地裁での報道制限を覆えず判決を出した。他に一九七八年と一九七九年に同様な二つのケースがあり、最高裁は両ケースでも地裁の報道制限命令を覆えず判決を出している。<sup>(6)</sup>

三つ目の直接規制措置として報道禁止令 (protective order) がある。禁止令の中でも最も使われる手段の一つに口止め命令 (gag order) がある。これは主に裁判関係者から外部への情報漏れを防ぐ手段である。これについては下記の「審理中に報道影響を最小限に喰い止める措置」を参照していただきたい。以下では法廷でのセンシティブな情報、証言、プライバシーに関する情報の報道禁止が主要な対象となる。たとえば、陪審員や未成年者、レイプ被害者、性的虐待を受けた子供の写真や氏名、その他特殊な資料や証言が報道禁止令の対象となる。口止め命令以外での報道禁止令が大きく問題化されたケースは、他の直接的措置より比較的小ない。しかし報道関係者から公判以前に情報が漏れ、裁判所がレポーターに召喚令状を発するケースも少なくない。とく

に報道規制が厳しい事件の裁判では報道関係者は取材情報源秘匿法 (shield laws) を使って独自に重要な情報を得る。公開されていない情報がマスコミによって報道される場合もあり取材情報源秘匿法に関する判例は多い。たとえばブランズバーグ (Branzburg) のケースでは、裁判所はレポーターが公判前に情報源秘匿を前提に取材の過程で得たドラッグ密売の情報を大陸審で証言させようとした。最高裁はジャーナリストの情報源秘匿の権利より一般市民の法の秩序 (public interest in law enforcement) を優先視する判決を下してしまった。<sup>(7)</sup>

公判以前の報道 (pretrial publicity) が陪審に与える影響については多くの実証的研究や実験・リサーチが行われてきたが、確かな因果関係は立証されていない。

(a) 報道の直接規制  
報道機関への直接規制が極めて少ないその大きな理由に、研究の殆どが高校生や大学生、一般市民の陪審員候補者を使つた模擬陪審研究が主であり、実際の裁判での効用については未だ不明となつてゐるからである。たとえば一つの実際の陪審には事件情報を、もう一つの陪審には情報を与えず裁判を行い、最終評決の結果を比較するのが一番効果的で好ましい方法である。しかしそのような実験は事実上、不可能である。アメリカの学者フ拉斯カ (Frasca) は、もし陪審評決に影響を与えるほどの過剰な報道があつたとしても、そのような事件が起る確率は、

メディア活動の激しさにアメリカにおいても、一万分の一にも満たないとしている。

従つて、直接的な情報規制措置はかえつて、報道関係者の激しい反撃もあり、あまり効果的な方法とは言えない。かえつて裁判所と報道団体の戦いがクローズアップされる傾向がある。さらに厳しい報道規制は、逆に不明瞭な情報源から情報がリークする場合がある。その中には事実に反したニュースやデマもあり、間違つた情報で世論が形成される可能性がある。事件当事者・関係者に対しても間違つた情報が流れ、公正な裁判を受ける被告人の権利をさらに妨げる危険性もうまられる。

裁判延期は報道影響を減少させる効果はあるかもしないが、一定期間を置けばマスコミ報道が自然に減少・縮小するとは限らない。また逆に裁判延期は被告人の迅速な裁判を受ける権利を妨げる。

さらに重要な証人や証拠が公判延期によつて、裁判開始後必ずしも得られるとも限らない。さらに公判延期は、目撃者や証人の記憶を希薄にし、陪審員に対する説得力を減少させる危険性ももつ。

陪審員隔離の実質的效果については、陪審員隔離の効果についても、はつきり解明されていないのが実情である。シンプソン裁判のように陪審員が九ヶ月間隔離された例は非常に稀である。また他の隔離・陪審裁判でも選択される陪審員は、一般人とは異なる特定の社会階級層から選ばれる傾向がある。カリ

・アドゥー・ディヤロ (Amadou Diallo) 殺人裁判が当たった場合、裁判を他の管轄域に移行する措置、(2) 裁判地変更 (Change of venue) — 過剰な報道によつて、先入観を持たない公正な陪審員が選択不可能と判断された場合、裁判を他の管轄域に移行する措置、(3) 裁判を他の管轄域に移行する措置。

陪審員隔離された場合は、陪審員は、一般的に陪審員に対する一日五ドル (五百円) 支払われる。この少ない報酬に対する、公共機関や民間会社は従業員が陪審員になつたとき一定期間、給与を続ける制度を設けてきた。しかし、こうい

sequestered voir dire, or extended voir dire) — 集団で行くガオア・ディールでは

なべ陪審員候補者を極めて小人数で、たとえば一人ずつ個別に質問・選択してしまシステム)、(4) 陪審員隔離 (jury sequestration) — 陪審員が外部からの情報や影響を受けずに審判させようとする措置たとえば、シンプソン裁判での陪審員のケース) がある。

裁判延期は報道影響を減少させる効果はあるかもしないが、一定期間を置けばマスコミ報道が自然に減少・縮小するとは限らない。また逆に裁判延期は被告人の迅速な裁判を受ける権利を妨げる。

さらに重要な証人や証拠が公判延期によつて、裁判開始後必ずしも得られるとも限らない。さらに公判延期は、目撃者や証人の記憶を希薄にし、陪審員に対する説得力を減少させる危険性ももつ。

陪審員隔離の実質的效果については、陪審員隔離の効果についても、はつきり解明されていないのが実情である。シンプソン裁判のように陪審員が九ヶ月間隔離された例は非常に稀である。また他の隔離・陪審裁判でも選択される陪審員は、一般人とは異なる特定の社会階級層から選ばれる傾向がある。カリ

・アドゥー・ディヤロ (Amadou Diallo) 殺人裁判が当たった場合、裁判を他の管轄域に移行する措置、(2) 裁判地変更 (Change of venue) — 過剰な報道によつて、先入観を持たない公正な陪審員が選択不可能と判断された場合、裁判を他の管轄域に移行する措置、(3) 裁判を他の管轄域に移行する措置。

陪審には事件情報を、もう一つの陪審には情報を与えず裁判を行い、最終評決の結果を比較するのが一番効果的で好ましい方法である。しかしそのような実験は事実上、不可能である。アメリカの学者フ拉斯カ (Frasca) は、もし陪審評決に影響を与えるほどの過剰な報道があつたとても、そのような事件が起る確率は、

法学セミナー (127) 9/2000 (No.549)

つた制度があるのはごく一部の公共団体や大企業に限られているため、長期間にわたる隔離・陪審裁判では、経済的に余裕があり、家族から離れた生活が可能な人達が選ばれる。たとえば有名な陪審裁判に七四年のジョーン・ミッセル司法長官とモウリス・スタンズ商務秘書官が被告となつたウォーターゲート裁判がある。このケースでは隔離された陪審が無罪評決を出している。しかしこの裁判におけるニューヨーク銀行副頭取のアンドリュー・コア陪審員の評議での影響力を見逃してはならない。最初の評議投票では八対四で有罪が優勢だったが、無罪主張者の一人アンドリュー・コアは結局有罪派八人全員を説得、無罪評決に導いたからである。彼は隔離中、窮屈な生活を強いられている他の陪審員を積極的に野球試合・映画などに招待し実質的なグループリーダーとなつていていたからである。<sup>(1)</sup> このように陪審員隔離は政治・経済的に特殊な人達から構成する陪審をつくり、その陪審は必ずしも公平・公正な評決を出すとは限らないのである。アメリカの政治学者、ジェームズ・レビーンは陪審員隔離はどんなに期間が短かろうが、不公平な評決を下す危険があると警鐘を鳴らしている。<sup>(2)</sup>

裁判地変更についてはいろいろな議論があり、一概にその有効性について結論

は出せない。オクラホマ爆破事件では隣のコロラド州に裁判が移行し、被害者の家族の多くが公判に立ち合えない事態を引き起こしてしまつた。<sup>(3)</sup> キング暴行裁判やディアロ殺人裁判は、人種構成・社会階層面で全く異なつた管轄域に裁判が移行し、裁判地変更制度そのものを疑問視する声が上がつた。カリフォルニアではロス暴動を踏まえて変更の際には移行先の裁判所管轄域は人種構成が同様な場所が好ましいとの法律作成の動きもあつたが、保守議員によつて州議会で潰された背景がある。その後同様な二法案も前回リ foulニア州知事ピート・ワイルソンが拒否権を行使し廃案となつている。<sup>(4)</sup>

最後に考えなければならないことは、もし公判以前の報道で「確たる」偏見をもつた陪審員候補者が陪審員になる可能性である。個人的な偏見や先入観は多少なれどもみんな持つている。しかし法廷で出された証拠・証言にかかわらず、公判前の報道のみで被告人の有・無罪をすでに決定した陪審員が選択される可能性について考えてみたい。<sup>(5)</sup>

実際にそれ程までに偏見・先入観を有する人がいるかどうかは別として、ここでは根強く、変えがたいバイアス(bias)を持つ陪審員候補者の選択について考えてみる。過剰な報道がなされた事件の裁判では、偏見の強い陪審員候補者を見分け

るため、従来のウォア・ディールではなく特別なウォア・ディールが用いられる傾向がある。従来のウォア・ディールは陪審員候補者を三〇人から四〇人単位で法廷内に集め、検事・弁護士が質問、最終陪審員を選択していくものである。しかし、センシティブな事件での陪審員選択では、陪審員候補者の集団は法廷内で「小社会」を作り、検事・弁護士の質問や他の陪審員候補者からの返答でなにが正確に求められているのかを見極めてしまふ可能性がある。社会一般的な常識が形成されやすく、よつて他人の前で被告人や事件について個人的偏見や差別意見を発するのは難しくなる。このような法廷内で形成される心理的影響をなくすため、陪審員候補者を小人数ないし一人ずつ個別に質問し選択していくシステムが隔離された個人的ウォア・ディールである。<sup>(6)</sup>

場合によっては質問状をあらかじめ用意し陪審員候補者に配り、事件に関する予備知識を調査、それをもとにウォア・ディールを行う。これは候補者の意識調査に効果的であり、また時間短縮にもつながる。質問状は検察官・弁護人が共同で作成し裁判官が許可したものが使われる。

ウォア・ディールのもう一つの効果的な使い方として「犯罪報道の中には警察や

検察の情報を伝えるものもある」ということを陪審員に個々に説明し、理解でき

ない者は憲避権を使って排除することも可能となる。

これらの間接的方法は報道機関との摩擦が比較的少ない措置として用いられる。そしてこれらの特長として重複して使われる傾向がある。たとえば、裁判地変更を申し出る場合、あらかじめ報道の影響をアンケート調査し、裁判官に専門家が説明する。もし裁判地変更の申し出(motion)が却下された場合、慣例として裁判の延期と特別なウォア・ディールを要請し、陪審員候補者を個別に質問し選択していく申し出も提出する。これも慣例として弁護人からその必要性を統計調査結果と専門家の証言と併せて申請する。たとえばベトナム戦争時代で有名な一九六九年のシカゴ・セブンの裁判では被告側は裁判地変更が却下されたとき、即、裁判の延期と特別なウォア・ディールを申し出している。裁判延期は却下されたが、特別なウォア・ディールは許可された。

次号に述べるマックマーチン陪審裁判もその一例で同じ様な措置がとられている。

(C) 審理中に報道影響を最小限に喰い止める措置

審理中に取られる措置として、次の四つが挙げられる。(1) 口止め命令(gag order)・検察官・弁護人・証人・目撃者

9/2000 (No.549) (128) 法学セミナー

する情報をメディアに流したり売ることを禁する「上記の「報道制限命令」の一種で、おもに裁判関係者による情報漏れを防ぐ措置」(2)弁護人の冒頭陳述と最終弁論(opening statement and closing argument)「犯罪審理の中には警察や検察官の情報もある」(3)裁判官の陪審員への説明(jury instruction)透皮で示された証拠と証言のみに基づいて判断するもう裁判官が評議前に説明するもの、まだ審理中でも法廷での話題、話題だけで判断するもう隨時、注意を促す」(4)専門家の証言(expert witness)報道の影響について学者、専門家が陪審員は説明する)が挙げられる。

口止め命令は、報道機関に対する報制措置と同様、不明確なソースから得た情報や公開されてない資料や偏った証拠が報道関係者に流れれる可能性があり万全な処置としてはまだ早い。弁護人の冒頭陳述、最終弁論、専門家の説明そして裁判官の説示の効果についても明確な研究結果は出てこない。たとえば、フロイド、アーロンスキー、トマソンの複数裁判を使つた研究ではハイアスな報道と訴訟でもない証拠(inadmissible evidence)に対して、裁判官の説示はあまり効果がないことを発表したが、フリードマン、マーチン

モラの研究では判事の説示は被告人に関するネガティブな事件情報の影響を減少させる効果があつたとしている。専門家の説明については実際には使われた例は少ない。ただ、評議内容や詐欺が人種差別で決定される可能性があることみなされた裁判では人種問題の専門家が証言すべきだという提案が示されている。しかし専門家の説明の効果の程はあまり解ってはならないのが現状である。

(1) (ABA Standards for Criminal Justice, Fair Trial and Free Press Standard)を参照。たとえばアメリカ法曹協会(ABA)の「公正な裁判と自由な報道」(Fair Trial & Free Press)の委員会はテレビ局などにヘンリー・エドワード・マーティアの公审放送に賛成する投票を一九七八年に提出している。

(2) 報道の自由と裁判所の報道報制の方法についてでは、「判例と実証的研究」の数多くあり、(1)では陪審に直接関係するケースだけに注目を絞っている。

(3) Gannett Co.v.DePasquale(443 U.S. 368(1979))を参照。回機関ナース(Press-Enterprise Co.v.Superior Court(486 U.S.1 (1986)))があつて、その複数裁判裁判所などの判例もある。それらひとつに Smolla, Rodney A. 1996. Smolla and Nimmer on Freedom of Speech. 3rd ed. N.Y.:Clark Boardman Callaghan)を参照。もつて最近な

ケースでは一九九四年にカリオホリア州の三級法成立の要因となつたボリー・クラース殺人事件がある。(1)のケースは「11歳のボリー・クラースが自転車で女性・パートナー後、リチャード・アンド・ティカ・マーティアに説教、殺害された事件である。ティカ・マーティアは婦女暴行・子供虐待の前科があり、一六年の服役刑も八件で出所、その後に懲役中に殺人に及んでいたから前科のある犯罪者をねらは殺して歸る川崎法の成立を求める主張が持ち上がり、クラース殺人裁判では弁護人が予備審問の報道問題を要求、裁判所がそれを許可した。(Snyder, George. 1995."Preliminary Hearings Closed In Polly Case,"San Francisco Chronicle, May 19,A24)を参照。(2)の問題は半導体問題半導体はまだ報道報制ではないが、裁判は報道問題で報道報制が勝るかであります。(Snyder, George. 1995."DNA Evidence Allowed in Klaas Case Trial,"San Francisco Chronicle, July 1, A21)を参照。

(4) Richmond Newspapers v.Virginia (448 U.S.555(1980))を参照。ヘンリード・マーティア(Va.Code 19.2-266)を参照。

(5) Nebraska Press Association v. Stuart(427 U.S.539(1976))を参照。

(6) Landmark Communications v.Virginia(435 U.S.829(1978))と Smith v.Daily Mail Publishing Co.(443 U.S.5(1979))を参照。

(7) 此等陪審員にも同様に、テクノロジ

ーに属する機内検査、金融情報についても同じ措置がとられた。(George H.Mitchell, "Marriage That Works,"(Defense Counsel Journal 66:449,450))を参照。

(8) Branzburg v.Hayes(408 U.S.665 (1972))を参照。

(9) (Frasca, Ralph.1988."Estimating the occurrence of trials prejudiced by press coverage,"Judicature 72:162-169)を参照。

(10) 陪審員選抜の陪審構成の影響につけては(Fukurai, Hiroshi, Edgar W.Butler,& Richard Krooth.1993.Race and the Jury: Racial Disenfranchisement and the Search for Justice,NY:Plenum Press,pp.159-160)を参照。

(11) (Zeisel,Hans & Shari S.Diamond. 1976.The Jury Selection in the Mitchell-Stans Conspiracy Trial,American Bar Foundation Research Journal,pp.161~162)を参照。扶桑の川・ナッシュ・スタンズ裁判での陪審員選抜の命令につけては(Jury Trial Manual for Criminal Offenses Tried in the District Court, Appendix VII Sample Sequestration Order)を参照。

(12) (Levine,James.1996."The impact of sequestration on juries,"Judicature 79:266-272)を参照。

(13) (Querry,Paul.1996."Bombing trial moved to Denver because of a bias,"Times-Picayune, February 27)を参照。まだ前提注

(3) オホリー・クラアス殺人事件では弁護人が裁判官の変更申請を要求し、サノヘヤ・サンティヒカ・フンスノ、ロスが変更予定地の候補となつた。弁護人側はソノア郡から一審庭にサンディエゴを、そして複事庭は北カルフォルニアのカウントリーを堅持<sup>2</sup>、民事はロスメの希望でソノア郡に近いソラーラ郡由にサノヘヤを選択している。<sup>3</sup>裁判官候補は1級市民のアドバイスを使用した候補者の結果を説明すべきと複闘争後、裁判官候補が選ばれたがむじゆく。(Mead, Tyra and Jamie Beckette.1995."Klaas trial to move to San Jose:Sites in Southern California rejected,"San Francisco Chronicle,November21,A1)を参照。

(4) キハク暴行裁判の無罪判決後起きたロス暴動を端め<sup>4</sup>、種族歧視や差別した裁判場変更の法律(Senate Bill 1427)はヨリオ・カーラリア議会で拒否された。裁判場変更の法条の人権問題などにつき("Out of the frying pan or into the fire? Race and choice of venue after Rodney King,"Harvard Law Review,106: 705-722)を参照<sup>5</sup>。ヨリオ・カーラリアの連絡はキハク暴行裁判の裁判官であり次序に後ぐる一度目のマシターチン裁判の判事ともなつたロス地裁のスタンウェイ・ワイヤベーグ(Stanley Weisberg)裁判官が、非白人を大〇%へやんこで超えるロス郡から白人が過半数を占めるサンティガロ郡<sup>6</sup>キハク暴行裁判を執行しならなければつて裁判官を務めていた。

(5) 死刑を科しうる裁判では死刑廃止反対者

(証人・証言にかかる場合においても死刑に賛同しならぬ)が抗議<sup>7</sup>され死刑を実行する者は陪審員選出において合意的に行進される。死刑反対、死刑廃止も一連の偏見とみなされたりするものがこれまでに豊富に記述されている。

(6)個人的距離をねだりカウントリーの必要性<sup>8</sup>アドバイスにつづて(Haney,Craig."Affidavit of Dr.Craig Haney in support of defendant's motion regarding voir dire procedures,"Maryland v.Sails(Circuit Court,Prince Georges County,Md,No.80-352,1982)を参照<sup>9</sup>。

(7) いだらの措置の共通点は費用がかかるといじめある。裁判場変更やウォアティールは弁護人からの申し立てを原因としてしまだめ陪審員候補者といなす。裁判官のアドバイス調査・分析、そして専門家証言の費用が必要となる。裁判延期や陪審員選出の問題などにて課せられる、輸送コストがつく対処方法にもある。しかしながら間接的措置が必要なのは第1級級人に限する陪審裁判が殆どである。カリオ・カーラリアでは第一級級人裁判では専門家による調査・証言のコストを必要経費として弁護人が裁判所に申し出るところがわかる。California Penal Code section 987.9(a)を参照<sup>10</sup>。まだいいで構うが外の措置として、陪審権を擲げしたり、陪審員候補者因変更(change of venire)、やって訴えの却下(dismissal)がある。しかし、ヨリオ・カーラリアでは実際には陪審と報道が直接関係する措置に的

を施してやめていた。

(8) (Fein,Steven,Allison L.McCloskey,& Thomas M.Tomlinson.1997."Can the jury disregard that information? The use of suspicion to reduce the prejudicial effects of pretrial publicity and inadmissible testimony,"Personality & Social Psychology Bulletin,v23(n11):1215 - 1226) (Freedman,Jonathan L.,Christiane K.Martin,& Victor L.Mota.1998."Pretrial publicity: Effects of admonition and expressing pretrial opinions,"Legal & Criminological Psychology,v3(nPart 2):255-270) を参照<sup>11</sup>。

(9) (Herman,Susan N.1993."Why the court loves Batson:Representation-reinforcement, color blindness, and the jury,"Tulane Law Review 67:1807-1853)を参照<sup>12</sup>。ヨリオ・カーラリアは人種問題が陪審評議など影響があらわなわれた裁判では専門家による証言が必要で、差別新規の問題概要をもたらす裁判では専門家が証言するケースには介入しない裁判のDNNAなど特別専門知識に関する解説・説明も含まれる。

(やへらじ・ひろし)  
(以下、次号)

  
昨年八月一一日に参議院で可決・成立した監聽法(「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律」)は、本年三月一五日の最高裁判所規則(「犯罪捜査のための通信傍受に関する規則」)の制定を受けて、その施行が間近に迫っている。

監聽法に対しては、监察提出の改修から、日本弁護士連合会などの法律家団体を始めとして市民団体や労働団体など広範な国民階層から強い反対の声が表明されてきた。私たち法学者も、刑法学者の四度の反対声明とともに、参議院の審議が終盤を迎え、昨年六月一八日には四五八名の賛同の下に「監聽法案に反対する法学者の声明」を公表した。

もしも監聽法は、憲法の保障するプライバシーを通信の秘密を秘密裏にかつ無限定期に侵害する危険な本質的特性をもつており、憲法と刑事訴訟法が要請する手続的適正を確保するうことが極めて難しい処分である。しかるに、監聽法はこうした憲法上の本質的疑念を抵消するものとなつてはならないだけではなく、合衆記載